

# 旭川市管工事業協同組合 【子ども110番の車】 対応フローチャート

もし、子どもが助けを求めて来たら

平常業務

子どもからのSOS

子どもを車に乗せ、安全を確保して下さい。

子どもから話を聞いて、別紙報告書に記入して下さい。

いつ、どこで起こったことなの？  
どんなことがあったの？

110番及び119番へ通報(又は、交番・駐在所等に連絡)して下さい。  
状況に応じて、保護者や学校へ連絡(又は、送り届ける)して下さい。

・【子ども110の車】であることを告げ、現在地や氏名等を伝えて下さい。  
・子どもから聞いた内容を順序よく伝えて下さい。  
・子ども自身が話ができる場合は、直接答えさせて下さい。

緊急事案に対処した後は

報告のあった場合は、教育委員会指導室へ報告します。  
旭川市教育委員会指導室  
Tel 25 - 7594

組合事務局へ報告書の提出

組合事務局より協力会社へ報告書を送信

帰社後、報告書の整理

通常業務に復帰して下さい。